

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	東成瀬村
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.higashinaruse.com/?p=585

執行機関名 東成瀬村長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(子どもの医療費助成)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東成瀬村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)別表第1 第1の項 福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	東成瀬村福祉医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 <u>すべて児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この要綱は、東成瀬村に居住地を有する乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		東成瀬村福祉医療費支給要綱(平成17年要綱第8号)、東成瀬村福祉医療費支給要綱事務取扱要領(平成17年要綱第9号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	東成瀬村福祉医療費支給要綱第3条、第5条
②事務の内容	児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	福祉医療費受給者に対する医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	東成瀬村福祉医療費支給要綱第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第19条の3第1項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る <u>市町村民税に関する情報</u>	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民税課税台帳に記載された <u>市町村民税に関する情報</u>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	東成瀬村福祉医療費支給要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された <u>住民票関係情報</u>
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	東成瀬村福祉医療費支給要綱第3条、第5条
②事務の内容	児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の <u>変更の認定に関する事務</u>	福祉医療費受給者に対する医療費の一部助成の <u>変更の認定に関する事務</u>

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ	東成瀬村福祉医療費支給要綱第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民税課税台帳に記載された市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ニ	東成瀬村福祉医療費支給要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第19条の3第7項の医療費支給認定保護者である場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		